

化学技術アドバイザー会規定

(名称)

第1条 この規定に基づき設立される組織の名称は「近畿化学協会 化学技術アドバイザー会」(以下「キンカ CA」)とする。

(目的)

第2条 キンカ CA 会員の自己研鑽、互いの情報交換と交流、高度な知識と技術を活用した化学、社会および産業の発展への貢献などを目的とする。

(会員)

第3条 会員となることを希望する者は所定の書式により自己申告し、役員会の承認を得て登録される。ただし、近畿化学協会個人会員(終身会員、名誉会員を含む)であることを必要条件とする。

- 2 会員は登録時に登録料を納付し、年度ごとに年会費を納入する。
- 3 会員は専門とする分野を具体的に登録し、アドバイザー活動に貢献する。
- 4 会員は本規定の趣旨に従い、会より要望のある場合は誠意を持って要望事項の処理にあたる。
- 5 会員は「一般社団法人近畿化学協会 化学技術アドバイザー」の肩書きを用いることができる。
- 6 指定の日に研究会を開き、キンカ CA の活動状況等についての情報を共有する。
- 7 キンカ CA の研究会やその他の活動において会員が本規定や各研究会及び技術相談の内規に反する不正を行った場合、その損害や賠償請求などに対しては、当該会員本人が責任を負う。
- 8 会員から退会の申し出があった場合は、役員会はそれを受理する。また、会員が本規定に反する不正を行った場合は、役員会は退会を申し渡すことができるものとする。

(役員)

第4条 本会は、代表1名、副代表若干名を置く。代表、副代表はキンカ CA 会員の互選により選出し、その任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 キンカ CA 代表が研究会及び技術相談の主査を委嘱する。また、キンカ CA 事務局長を指名する。
- 3 キンカ CA の役員は代表、副代表、キンカ CA 事務局長、研究会主査及び技術相談主査で構成される。
- 4 役員の報酬は支給しない。

(研究会及び技術相談)

第5条 キンカ CA 内での研究会の新設、廃止、統合は会員が発議し、役員会が決定する。

- 2 既存の研究会は次のとおりである。
 - (1) 工学倫理研究会
 - (2) 化学教育研究会
 - (3) 安全研究会
 - (4) 技術経営(MOT)研究会
- 3 研究会の主査は世話役を指名し、共に協力して研究会を運営する。
- 4 研究会や技術相談で使用される資料や情報は原則として非公開とする。
- 5 各研究会及び技術相談の運営に関する詳細は、それぞれの内規にて定める。

(役員会)

第6条 キンカ CA 役員会は、原則役員全員の参加のもとに対面、オンライン、または書面で開催される。近畿化学協会事務局長と事務担当者が補助のため参加する。

- 2 毎年3月に定例役員会を開催するほか、必要がある場合に随時開催する。
- 3 役員会の議長は代表がこれに当たる。
- 4 役員会の議事進行はキンカ CA 事務局長が行う。
- 5 次の事項については、役員会の承認を必要とする。
 - (1) キンカ CA またはそれに属するグループが第三者と提携して業務を行う場合
 - (2) キンカ CA が主催する講演会、セミナー、出版を計画する場合
 - (3) 予算策定時に織り込まれていない研究会での講師謝礼や交通費などを支出する場合
 - (4) 規定、内規等の制定と改定を行う場合
 - (5) 年次大会に付議すべき事項

(年次大会)

第7条 年次大会はすべてのキンカ CA 会員（メールによる委任状、書面議決書も含む）で構成し、毎年6月に定例年次大会として開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 年次大会では、役員改選および重要事項（年度計画、予算、決算など）の承認を行う。
- 3 年次大会の議長は、代表がこれに当たり、キンカ CA 事務局長が司会進行を務める。

(キンカ CA 事務)

第8条 キンカ CA 事務局を置き、事務局長は対外折衝を遂行し、キンカ CA 行事の日程調整などの実務を各研究会主査・世話役とともに担当する。

- 2 キンカ CA 事務局長は、キンカ CA の活動を広報するために活動報告編集担当を若干名指名する。
- 3 キンカ CA 事務局長および各研究会及び技術相談の主査は、必要に応じて近畿化学協会事務局の支援を求めることができる。

(その他)

第9条 本規定に定めなき事項については、一般社団法人近畿化学協会の部会規定を準用し、運用についてはその都度キンカ CA 役員会または近畿化学協会理事会で協議する。

附 則

この規定は、一般社団法人近畿化学協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

(平成24年3月22日 第169回理事会決議にて制定)

(平成25年6月3日 キンカ CA 役員会にて改定)

(令和6年10月23日 キンカ CA 役員会にて改定)

(令和6年12月19日 第230回理事会にて報告了承)